**指導者育成事業支給要領**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 研修会開催負担金 |
| 支給先 | 伊勢市スポーツ協会(各種目団体) |
| 対象事業 | (1) 種目団体内の指導者向けの研修会であること。(2) 講師は、外部(種目団体の関係者以外)から招聘すること。(3) 市内の施設を利用すること。(種目によっては例外を認める)(4) 各団体それぞれ１事業まで |
| 対象外経費 | 交通費（講師分を除く）、食糧費(講師の飲料・弁当代を除く) |
| 支給割合 | 対象経費の100分の50以内、限度額：40,000円、1,000円未満切捨※ただし、予算の範囲内で支給する。 |
| 種目団体への交付金の流れ | ①年度末に、種目団体から実施報告書を提出する。(事業の決算、領収書の写、開催要項(実施内容)、記録写真を添付すること。)②理事会において、交付金額を確定する。③交付確定通知書及び交付請求書を送付する。④請求書受領後、交付金を支給。 |